

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 573236



インターネット通販の前払いによるトラブルが急増

個人名義の銀行口座への前払いはしない

インターネットで申し込みをする通信販売（以下「ネット通販」）で前払いをした場合のトラブルについて相談が急増しています。

前払いはすでに代金が業者側にあるので、トラブルが起きた場合、業者が応じない限りは金銭的な救済がなされません。さらにネット通販は、業者の実態がつかみにくいため、所在が不明であったり連絡ができなかったりすることも多々あります。このように、前払いのネット通販は事後の被害救済が非常に難しいタイプの消費者トラブルであり、未然防止が重要です。

主な相談事例

1. 商品が届かない

【事例1】安いので注文したが、商品が届かない。

【事例2】他のサイトでは売っていないので注文したが、商品が届かない。

2. 注文したものではないものが届いた

【事例3】コピー商品が届いた。

【事例4】まったく違うものが届いた。（スーツケース→携帯電話保護フィルム）

【事例5】違う商品が届いたのに、そのまま使うように言われた。

3. 前払いするように誘導された

【事例6】クレジットカード払いもできると表記があるが、結局はできなかった。

【事例7】代引きで注文のはずが、注文後、前払いするよう電子メールがきた。

4. サイトや電子メールの表記の問題
【事例8】サイトに連絡先の電話番号の表記がなく、住所は不明。
【事例9】サイトから送られてきた電子メールの日本語がおかしい。

5. その他

【事例10】サイトそのものが有名サイトをコピーした偽サイトだった。
【事例11】銀行口座が凍結されていた。

相談内容からみる問題点

○「前払い」はトラブルに対して金銭的な救済ができない。
○確実な連絡手段がないので、業者と交渉することができない。
○商品を送るつもりがないので、どんな商品の注文でも受けつけている。

○メールのやり取りなどで、口座凍結までの時間をかせいでいる。
○特定商取引法で定められた住所や電話番号の表記がない。

消費者へのアドバイス

○代金前払いのリスクの大きさを認識しましょう。
○個人名義の銀行口座に前払いしないようにしましょう。

（独立行政法人 国民生活センター 発表資料より）



ケーブルテレビを楽しもう No.13

問い合わせ 企画財政課 ☎ 592124

たくさんのチャンネルやインターネットが楽しめるケーブルテレビ。利用している方、お話を伺いました。

「最初はケーブルテレビが何なのか全然知りませんでした。」と笑いながら話す建築士の中村真治（33歳）さん。昨年の秋、自分で設計した自宅を新築し、ケーブルテレビを導入しました。

中村さんは、奥さんの真奈さん（33歳）と、「木の雑貨 arbor」というお店も運営。店には、真奈さんがデザインをし、真治さんが木を使って手作りした商品が並びます。

店以外に雑貨市にも参加する中村さん。市内で行われた雑貨市にケーブルテレビが取材に来ているのを見たのが、ケーブルテレビとの初めての出会いだそうです。木野尻相撲大会の優勝インタビューをケーブルテレビで見たと知人から「映っていたよ」と言われ、親近感も湧いていたという中村さん。そんなときに、友人からケーブルテレビの良さを勧められ



中村さんご一家（木野）
大工でもある真治さんは、奈都くん（7歳）朱那ちゃん（5歳）汰道くん（3歳）の子どもたちに、ままごと用のキッチンを手作りしたことがきっかけで、雑貨を作るようになったそうです。

たことが、導入の決定打になったそうです。
「テレビ、インターネット、電話に関する連絡が1カ所で済み、テレビやインターネットを使ったさまざまなサービスを提案してもらいました。それに合わせて、配線の方法などを決めることで、便利で快適な家になり、スムーズに新しい生活を始めることができました。」とケーブルテレビのサービスの良さを話してくれました。

市と協定を結び、ケーブルテレビを運営するふれあいチャンネルは、大竹駅前には支局があることから、きめ細かな対応が可能です。現在、ケーブルテレビでは高齢者の見守りサービスや、行政からのお知らせ、ごみ収集日や休日当番医の予定など、アンテナには出来ない情報提供を、テレビを通じて行っています。

「告発する」と脅されて300万円支払ってしまった

問い合わせ

市消費生活センター ☎ 573236

亡くなった夫宛てに、NPO法人を名乗る団体から「告発通知」という文書が届いた。驚いて差出人に電話をかけると、「あなたの夫がポルノビデオを買ったので告発される。今なら告発を取り下げることができるので、お金を払うように」と言われた。心当たりはないが故人の名を汚したくないと思い、5回にわたって合計約300万円を郵送したが、その後も「まだ足りない。あと150万円支払え」などと電話がある。どうしたらよいか。（60歳代 女性）

アドバイス

NPO法人を名乗る団体や弁護士などから「違法なわけつけビデオ・DVDの購入者を告発する。取り下げてほしい場合は連絡すること」などと書かれた文書が届き、「違法」「告発」と不安をおおって電話をさせ、取り下げ料などの料金を請求する架空請求の手口です。

本人だけでなく、すでに死亡している配偶者や同居していない息子の宛名で送付される場合もありますが、心当たりが「ある」「ない」にかかわらず、絶対に連絡してはいけません。不安に思ったり、対処に困ったりした場合には、消費生活センターにご相談ください。

新築で新規加入の方

初期費用を補助



ケーブルテレビに新規に加入する方へ、初期費用の一部を補助する制度があります。対象となるのは、住宅を新築して市外から転入された世帯、または市内で新たに住宅を新築する世帯で、ケーブルテレビに新規加入する場合です。

対象 次の全てに該当する方

○市の住民基本台帳に記載されている

○平成24年4月1日以降に住宅を新築し、自ら居住する住宅において、（株）ふれあいチャンネルとの間にケーブルテレビの利用に係る契約を新たに締結している

○これまでこの補助金の交付を受けたことがない

○市税などを完納している

補助金額

上限 10,000円

申し込み

株式会社ふれあいチャンネルへ。
☎ 0120・026・201
（9時20分～18時）